

関係各位

財政局公共施設・事業調整課
担当課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における 工事及び業務の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和 3 年 1 月 8 日付通知）により、適切な対応をお願いしてきたところですが、令和 3 年 3 月 21 日をもって緊急事態措置が終了した後も、引き続き基本的な感染対策を行うとともに、改めて受注者に対して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の周知徹底を図る旨の事務連絡が、国土交通省からありました（別紙 1）。

各区局統括本部におかれましては、引き続き、同ガイドラインに基づく感染対策の徹底とともに、受発注者協議に基づく工事等の一時中止等措置、及び感染拡大防止対策費用の設計変更について、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策費用について（別紙 2）は、現時点での感染状況を鑑み、次年度以降当面の間、設計変更の対象とします。

また、工事等の一時中止等措置や建設現場における感染者の状況報告については、緊急事態宣言解除以降であっても件数把握のため、継続してお願いします。（いずれも事案が発生した時点での報告で構いません。）

（参考）

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了（令和 3 年 3 月 18 日）後における工事及び業務の対応について」（令和 3 年 3 月 22 日付 国土交通省事務連絡）
- ・工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用の設計変更時における積算上の対応について（通知）（令和 2 年 5 月 25 日付 財公第 134 号）

【担当】 財政局公共施設・事業調整課
辻
(電話 671-4084)